# 令和6年度 市民参画報告書

担当部署:地域づくり課

担当者: 冨松 大地 内線(268)

### 1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例	計画等の策定日(制定日)	令和6年12月16日
対象区分	特に必要と認められるもの		
対象の内容	【目的】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとるが尊重される社会の実現に資することを目的とする。 【内容】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとるに支え合うことを約束した同性のカップルなどを婚姻に相当する関係と自治体が認める「パートナーシップ宣誓制度(ファミまた、既存の男女共同参画推進条例(以下「男女条例」という。)の第13条に男女共同参画審議会の所掌事項があり、本条イン上、市民参画を行うべき条例として例示しているが、本条例を制定することで生じる改正であり、本改正により男女条例【関係法令】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、花巻市男女共同参【議会及び施行日】令和6年第4回花巻市議会定例会 令和7年4月1日施行	まか、同法第5条に基づき市の施第 リーシップ制度及び事実婚等)」を 例に係る部分を一項目追加する必 の趣旨を変えるものではないことが	での基本となる事項を定めるもの。互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互 を盛り込むもの。 要があることから、本条例の附則により改正を行うもの。男女条例は、市民参画ガイドラ から、本条例の市民参画と併せて実施するもの。

### 2 実施した方法の詳細について記入してください。

	当初予定	実施内容
方法①	審議会その他の附属機関における委員の公募	審議会その他の附属機関における委員の公募
名 称	男女共同参画審議会	男女共同参画審議会
周知方法 及び 時 期	各開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	各開催日の2週間以上前に郵送により通知した。
場所及び	①令和6年3月 条例制定の考え方の説明及び素案たたき台の審議 ②令和6年4月 パブリックコメントに提示する条例素案に係る説明・審議 ③令和6年7月 パブリックコメントでの意見を踏まえた条例案に係る説明、諮問・答申計3回	①令和6年3月27日 パートナーシップ制度の概要や条例制定の考え方の説明及び素案たたき台の審議②令和6年4月18日 パブリックコメントに提示する条例素案に係る説明・審議③令和6年7月10日 パブリックコメントの実施結果についての報告・審議④令和6年8月22日 検討状況についての報告 条例案及び周知用ガイドブック案についての説明・審議計5回
対象者 (対象 地域)	現在の審議会委員の構成は以下のとおり(15名) 知識経験者(富士大学教授、花巻労働基準監督署長、いわて男 女共同参画サボーター、花巻警察署生活安全課長 4名)、団 体推薦(花巻農業協同組合、花巻商工会議所、花巻青年会議 所、花巻市校長会、花巻市PTA連合会、花巻私立幼稚園・認定 こども園協議会、岩手県看護協会花巻地区支部、花巻市社会福 祉協議会、花巻市民生委員児童委員協議会、花巻市地域婦人団 体協議会 10名)、公募委員(1名)	現在の審議会委員の構成は以下のとおり(15名) 知識経験者(富士大学教授、花巻労働基準監督署長、いわて男 女共同参画サボーター、花巻警察署生活安全課長 4名)、団 体推薦(花巻農業協同組合、花巻商工会議所、花巻青年会議 所、花巻市校長会、花巻市PTA連合会、花巻私立幼稚園・認定 こども園協議会、岩手県看護協会花巻地区支部、花巻市社会福 祉協議会、花巻市民生委員児童委員協議会、花巻市地域婦人団 体協議会 10名)、公募委員(1名)
実施結果 意見提出 者数・提 出件数等		①意見 9件、質問 6件 ②意見 14件、質問 6件 ③意見 18件、質問 4件 ④意見 0件、質問 0件(報告のみ) ⑤意見 9件、質問 5件

方法①	当初予定	実施内容
結果公表 の方法 及び時期	各審議会開催後、市ホームページに掲載する。	各審議会開催後、市ホームページに掲載した。 ①令和6年4月4日 ②令和6年4月30日 ③令和6年7月19日 ④令和6年9月6日 ⑤令和6年10月17日

### 3 実施した方法の自己評価を記入してください。

## 〇市民参画により効果があったことを記入してください

- ・学識経験者や関係行政機関の知識経験者や男女共同参画基本計画の各分野に関係する団体からの推薦、公募委員で構成されていることから、幅広い視点から意見を聴取することができた。
- ・いただいた意見のうち13件が制定から施行までの間に市職員や市民、民間事業者等への周知を徹底すべきとの意見であったことから制定から施行までの間に3か月の周知期間を設けることとした。

### ○予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください

・実施の時期及び回数について、当初は3回を想定していたが、いただいた意見の中には、職員や市民、民間事業者等への周知を徹底すべきというものがあったことから、検討の結果、制定から施行までの間に3か月の周知期間を設けることとしたほか、周知用のガイドブック案等についても審議会の場でご意見をいただくこととしたため、回数を2回増やした。

# ○反省点があれば記入してください

特になし

### 〇市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください

特になし

方法(1)

## 対象の名称 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例

### 2 実施した方法の詳細について記入してください。

	当初予定	実施内容		
方法②	審議会その他の附属機関における委員の公募	審議会その他の附属機関における委員の公募		
名 称	花巻市地域自治推進委員会・各地域協議会への意見聴取	花巻市地域自治推進委員会・各地域協議会への意見聴取		
周知方法 及び 時 期	各開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	各開催日の2週間以上前に郵送により通知した。		
実施の時 期(日時) 場所及び 回数等の 内訳	令和6年5月中旬~6月中旬 4回(花巻市地域自治推進委員会、大迫地域協議会、石鳥谷地域協議会、東和地域協議会)	令和6年5月20日(大迫地域協議会、東和地域協議会) 令和6年5月21日(石鳥谷地域協議会、花巻市地域自治推進 委員会)		
対象者 (対象 地域)	公共的団体から推進された者、学識経験を有する者、公募による者 花巻市地域自治推進委員会(14人)、大迫地域協議会(15人)、石鳥谷地域協議会(15人)、東和地域協議会(15人)	公共的団体から推進された者、学識経験を有する者、公募による者 花巻市地域自治推進委員会(14人)、大迫地域協議会(15人)、石鳥谷地域協議会(15人)、東和地域協議会(15人)		
実施結果 意見提出 者数・提 出件数等		意見 11件(花巻2件、大迫3件、石鳥谷3件、東和3件) 質問 9件(花巻2件、大迫4件、石鳥谷3件、東和0件)		

方法②	当初予定	実施内容
	地域自治推進員会及び各地域協議会の開催結果のホームページへの掲載をもって公表とする。(令和6年7月)	

### 3 実施した方法の自己評価を記入してください。

### O市民参画により効果があったことを記入してください

- ・当事者の方々が生活するのはそれぞれの地域であり、安心して日常生活を送るためには地域の方々の理解や支援が重要であることから、各地域で活動している各種団体の代表者と地域から選出された公募委員が含まれている当該委員会に制度についての説明をし、意見を伺いたいと考えたもので、幅広い視点からご意見を聴取することができた。
- ・市が多様な性に対する理解の促進を図り、また、市がパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入を進めていることの周知を図ることができた。

## 〇予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください

特になし

O反省点があれば記入してください

特になし

〇市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください

特になし

方法②

### 2 実施した方法の詳細について記入してください。

	当初予定	実施内容		
方法③	パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施		
名 称	(仮称) 花巻市パートナーシップ制度等に関する条例 (素案) パブリックコメント	(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例(素案)パブリックコメント		
周知方法 及び 時 期	広報はなまき令和6年5月15日号と市ホームページに掲載するほか、SNS、FMはなまき、有線放送等により周知する。なお、条例案については、当課及び総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館、花巻市情報発信センター(ぶらっと花巻)、花巻市定住交流センター(なはんプラザ)等に備え付ける。	広報はなまき令和6年5月15日号と市ホームページに掲載したほか、SNS、FMはなまき、有線放送等により周知した。なお、条例案については、当課及び総務課、総合支所地域振興課、まなび学園、振興センター、花巻保健センター、図書館、ぶらっと花巻、なはんブラザ等に備え付けた。		
実施の時 期(日時) 場所及等の 内訳	令和6年5月中旬~6月中旬(30日間) 1回	令和6年5月22日~令和6年6月20日 (30日間)1回		
対象者 (対象 地域)	全市民	全市民		
実施結果 意見提出 者数・提 出件数等		意見提出者数 11名 意見件数 54件 素案閲覧件数 249件 (備付45件、ホームページ204件)		

方法③	当初予定	実施内容
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページに掲載するとともに、男女共同参画審 議会において報告する。(令和6年8月)	市ホームページに掲載するとともに、男女共同参画審議会において報告した。 男女共同参画審議会 令和6年7月10日ホームページ掲載日 令和6年7月19日

### 3 実施した方法の自己評価を記入してください。

### O市民参画により効果があったことを記入してください

- ・条例素案について、市ホームページのほか振興センターをはじめとした市の施設等での閲覧ができるようにしたこと、パブリックコメントを実施していることについて、広報、ホームページ、FMラジオなどの広報媒体を活用し、情報提供することで、市民に意見表明の機会を保障することができたものと考える。
- ・パブリックコメントの実施を通じて情報を提供することで、市が多様な性に対する理解の促進を図り、また、市が パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入を進めていることの周知を図ることができた。
- ・いただいた意見のうち13件が制定から施行までの間に市職員や市民、民間事業者等への周知を徹底すべきとの意見であったことから制定から施行までの間に3か月の周知期間を設けることとした。

○予定を変更して実施し	た場合はその内容と理由を記入して	くださし

特になし

O反省点があれば記入してください

特になし

〇市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください

特になし

方法③

対象の名称 花巻	<b></b> 市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に	関する条例					
【参考】				【参考】			
参画実施 コスト 方法① 友糧費	140,000円(全5回合計) 6,996円(全5回合計)	実施コスト計		内 訳 コスト 方法②		実施コスト計	0 円
内 訳 参画実施 コスト 方法③		実施コスト計	ОВ	内 訳 参画実施 コスト		実施コスト計	B
4 市民参画実施チ	fェック項目						
□ 意向調査 ☑ □ こども施策の 2 周知方法につい ☑ 広報 ☑ ホー 3 パブリックコメ ☑ 意見の提出期	D場合、市民参画の対象者にこども(こども本人が意だて(意向調査を除き、広報・ホームページ・SNSに持 ・ムページ ☑SNS ☑FMはなまき ントを行う場合について 間は、30日以上となっているか。実施期間 令和6年5月2場所及び方法は適切か。 ☑広報	□フークショップ 図審議会その他の所思表明が難しい年齢等の場合は保護者や 影載するほか、必要に応じて次の方法を ☑有線放送 ☑報道機関/ 22日~令和6年6月20日まで 30日間 (ジオームページ ☑SNS ☑FMはな	対属機関における委員の公募 P関係者など)を含めたか。 活用し十分な周知を図るもの。) Nの発表  特別な事情により期間を短く設定するは	☑公共施設等への資料備 場合は、事前に地域づくりま 放送 ☑報道機関への	ー 果へ協議すること。)	)	( )
総合評価	改善の余地があるとした項目と理由  □ 方 法						
☑適切である □改善の余地あり	□ 月 法 □ 周 田 実施時期・場所等 □ 対象者(対象地域) □ 結果公表						
B 市民参画・協働	· 动推進委員会評価内容						
総合評価	改善の余地があるとした項目と理由						
□適切である	□ 方 法 □ 周 知 □ 実施時期・場所等 □ 対象者(対象地域) □ 結果公表						

# 令和6年度 市民参画報告書

担当部署:農林部農村林務課

担当者: 佐藤 要 内線(75-277)

## 1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	花巻市建築物等木材利用促進基本方針	計画等の策定日(制定日)	令和6年11月12日
対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更		
対象の内容	【目 的】建築物等の木造化・木質化等を促進することにより、木材の利用拡大を図るため 【内 容】名称の変更、対象に民間の建築物を追加、建築物における木材の利用の促進のため その他建築物における木材の利用の促進に関する事項の見直し。 【区 分】基本計画 【計画期間】施行日~ 【関係法令】脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する	の施策に関する基本的事項の見直	

## 2 実施した方法の詳細について記入してください。

当初予定		実施内容	
方法①	パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施	
名 称	花巻市公共建築物等木材利用促進基本 方針(素案)パブリックコメント	(仮称) 花巻市建築物等木材利用促進基本 方針素案に関するパブリックコメント	
周知方法 及び 時 期	広報はなまき令和4年11月15日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS,FMはなまき、有線放送により周知する。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館に備え付ける。	広報はなまき令和6年1月15日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNSにより周知した。素案については、当課及び総合政策部総務課、総合支所地域振興課、振興センター、図書館、まなび学園、保健センターに備え付けた。	
実施の時 期(日時) 場所及の 回数等の 内訳	令和4年11月28日から12月28日 (1カ月間)	令和6年1月17日から2月16日 (31日間)	
対象者 (対象 地域)	全市民	全市民	
実施結果 意見提出 者数・提 出件数等		●意見件数 3名 21件 ●閲覧件数 56件 (備付26件、ホームページ30件)	

方法①	当初予定	実施内容
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページに掲載する。 (令和5年1月下旬)	市ホームページに掲載した。 (令和6年4月1日)

## 3 実施した方法の自己評価を記入してください。

## 〇市民参画により効果があったことを記入してください

- ・21件の意見のうち参考になるものがあったことから、2件を基本方針に反映させた。
- ・市内各施設に備え付けた方針素案を閲覧していただくことで、木材の利用促進について周知を図ることができた。

## 〇予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください

- ・パブリックコメントに先立って行った1回目の関係団体等への意見聴取で出された意見について、基本方針素案へ反映するための検討に時間を要したため、当初の予定よりも遅れた。
- ・結果の公表時期についても、開始時期が遅れたことなどに伴い、当初の予定よりも遅れた。
- FMはなまき、有線放送による周知を実施しなかった。

## 〇反省点があれば記入してください

・より多くの方にパブリックコメントの実施を周知するため、FMはなまき、有線放送による 周知を行うべきだった。

## 〇市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください

・市民参画の実施状況について、市民参画計画書に基づいて実施されているか逐次確認を行う。

# 2 実施した方法の詳細について記入してください。

	当初予定	実施内容
方法②	その他適切と判断される方法	その他適切と判断される方法
名 称	関係団体等からの意見聴取	関係団体等からの意見聴取
周知方法 及び 時 期	・参集による意見聴取は、開催日の2 週間以上前に郵送により通知する。 (令和4年10月上旬)	・参集による意見聴取は、開催日の16日前に郵送により通知した。 (令和4年10月12日)
	・書面による意見聴取は、回答日の2 週間以上前に郵送する。(令和5年2 月上旬)	・書面による意見聴取は、回答期限の20日前に郵送により通知した。 (令和6年4月17日)
実施の時期(日時)	令和4年10月下旬(素案を参集で検 討)	・参集:令和4年10月28日
場所及び 回数等の 内訳	令和5年2月上旬(パブリックコメントを反映させたものを書面で検討) 2回	・書面: 令和6年4月18日から5月7日
対象者 (対象 地域)	花巻市木材利用促進協議会	花巻市木材利用促進協議会 構成団体 花巻市森林組合 岩手県建設株式会社 花巻商な会議所 岩手県建設株式会議所 岩手県建設業協会花巻支部支部 岩手県建築士会花巻支部支部 花巻木友会 株式友会 株式友会 株式長二課 世子之に巻支部 ナイス株式会社 富士大学 花巻パイオチップ株式会社 花巻農林振興センター 花巻市
実施結果 意見提出 者数・提 出件数等		・参集:出席 7団体 意見 7団体 13件 ・書面:意見 2団体 4件

方法②	当初予定	実施内容
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページに掲載する。(令和4年11月中旬、令和5年3月上旬)	市ホームページに掲載した。 (2回分をまとめて令和6年10月22 日)

# 3 実施した方法の自己評価を記入してください。

## 〇市民参画により効果があったことを記入してください

・17件の意見のうち、参考になるものがあったことから、4件を基本方針に反映させた。

## ○予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください

- 2回目の意見聴取については、パブリックコメントの実施時期を遅らせたことに伴い、当初の予定よりも遅れた。
- ┃・結果の公表時期についても、開始時期が遅れたことなどに伴い、当初の予定よりも遅れた。
- 1回目の関係団体等への意見聴取で出された意見に対する市の対応決定後の結果公表を失念したため、結果公表について2回分をまとめて公表した。

## 〇反省点があれば記入してください

1回目の関係団体等への意見聴取で出された意見に対する市の対応決定後、速やかに結果を公表するべきだった。

### 〇市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください

・市民参画の実施状況について、市民参画計画書に基づいて実施されているか逐次確認を行う。

対象の名称 花巻市建築物等木材利用促進基本方針	7				
【参考】	【参考】				
内 訳   実施コスト計   2,620円   参画実施コスト   大法①   大法①   大法①   大法①   大法②   大法》   大法②   大法》   大法②   大法②   大法②   大法②   大法②   大法②   大法》   大法》   大法②   大法》   大法》	大 記   実施コスト計   5,097円				
4 市民参画実施チェック項目 1 市民参画の方法について(2つ以上の方法を組み合わせるものとし、実施済の市民参画はすべて記載すること) 1 市民参画の方法について(2つ以上の方法を組み合わせるものとし、実施済の市民参画はすべて記載すること)					
□ 意向調査 ☑パブリックコメント □ 意見交換会 □ ワークショップ □審議会その他の附属機関における委員の公募 ☑上記のほか適切と判断される方法(関係団体等からの意見聴取・市民会議の開催) □ こども施策の場合、市民参画の対象者にこども(こども本人が意思表明が難しい年齢等の場合は保護者や関係者など)を含めたか。 2 周知方法について(意向調査を除き、広報・ホームページ・SNSに掲載するほか、必要に応じて次の方法を活用し十分な周知を図るもの。) ☑ 広報 ☑ ホームページ ☑ SNS □ FMはなまき □ 有線放送 □ 報道機関への発表 ☑ 公共施設等への資料備付 □ その他適当と認める方法( )					
図が、	まで31日間(特別な事情により期間を短く設定する場合は、事前に地域づくり課へ協議すること。)				

A 市民参画職員チーム評価内容			
総合評価	改善の余地があるとした項目と理由		
□ 適切である	<ul><li>□ 方 法</li><li>☑ 周 知 (手法①について、計画していた周知方法を実施していなかったため。)</li><li>□ 実施時期・場所等</li></ul>		
☑ 改善の余地あり	□ 対象者(対象地域) □ 4+8 0 表		
	□ 結果公表 		
B 市民参画・協働推進委員会評価内容			
総合評価	改善の余地があるとした項目と理由		
	□ 方法		
□ 適切である			
□ 改善の余地あり	<ul><li>□ 実施時期・場所等</li><li>□ 対象者(対象地域)</li></ul>		
□ 以音の赤地のり	□ 対象有(対象地域) □ 結果公表		